

中國醫藥大學與寶塚醫療大學之間的學術交流協定書

立協定書人中國醫藥大學(台灣)與寶塚醫療大學(日本)，雙方確立國際合作關係會使兩大學帶來利益，特此簽訂學術交流協定。

第1條 本協定書以發展兩大學的研究及教育合作，促進加深雙方相互理解為目的。

第2條 兩大學在相同平等的條件上，促進以下項目的交流。

- (1) 教職員與研究者的交流
- (2) 學生的交流
- (3) 共同研究的實施
- (4) 講義、演講及研討會的實施
- (5) 學術情報及資料的交換
- (6) 雙方合意的其它事項

第3條 關於依據本協定書所制定的具體活動與實施，各方應分別協商並達成協議。兩大學應相互尊重對方的法律，並應在達成協議和批准的情況下開始進行這些活動。

第4條 第2條所述的合作活動有可能會受到相關大學的人員，設施和財政資源的限制。

第5條 關於依據本協定書一同研究的成果如產生智慧財產權問題時，雙方當事者必須誠實的進行協商，公平的處理。

第6條 依據兩大學的代表者之協議內容，可修正或是變更協定書之內容。

第7條 若學術交流者在對方國內進行學術交流活動中遭遇無法預測情事時，兩大學必須協議好處理方式。

第8條 本協定書於雙方代表者簽署之日起生效，有效期限為五年。但是，此協定書可以在兩所大學進行協商後更新。

第9條 在有效期限內，各大學可在六個月前以書面方式向對方通知中止協定。

第10條 本協定書以日文、中文二種文字簽訂，均為一式兩份，雙方各執壹份為憑。

(署名) 王隆海

中國醫藥大學校長/副校長代表

(署名)

岸野雅方



寶塚醫療大學校長

岸野 雅方

2018 年 9 月 3 日

2018 年 9 月 3 日

宝塚医療大学と中国醫藥大学との間の学術交流協定書

宝塚医療大学（日本）と中国醫藥大学（台湾）は、国際的協力関係の確立が両大学にもたらす利益を確認し、この協定を締結する。

第1条 本協定は、両大学の研究及び教育における協力を発展させ、また相互理解を促進することを目的とする。

第2条 両大学は、平等を基本とし、以下の項目について交流を促進する。

- (1) 教職員及び研修者の交流
- (2) 学生の交流
- (3) 共同研究の実施
- (4) 講義、講演及びシンポジウムの実施
- (5) 学術情報及び資料の交換
- (6) その他両者が合意した事項

第3条 本協定に基づく具体的な活動の策定及び実施については、当事者の部局間で個別に協議し、覚書により合意するものとする。両大学は、相互に相手方の法令を尊重し、完全な合意及び承認の上、これらの活動を開始するものとする。

第4条 第2条に記載された協力活動は、関係大学の人員、施設及び財源の利用可能性により制約を受けることがある。

第5条 本協定に基づく協同研究の成果について、知的所有権等の可能性が生じた場合は、両当事者は誠実に協議を行い、公正に取り扱うものとする。

第6条 本協定は、両大学の代表者の合意文章により、修正又は変更することができる。

第7条 学術交流者が相手国において、学術交流活動中に不測の事態に遭遇した場合には、両大学が協議し善処方をはかる。

第8条 本協定は、両大学の代表者が協定書に署名した日から効力を生じ、5年間有効である。ただし、本協定は、両大学で協議し更新することができる。

第9条 有効期間内においても、各大学は6ヵ月前の文章による相手方への通知により本協定を終了させることができる。

第10条 この協定書は、日本語、中国語（繁体）で2通作成し、双方が1通ずつ保有する。

(署名) 岸野 雅方
宝塚医療大学学長
岸野 雅方



2018 年 9 月 3 日

2018 年 9 月 3 日